



長野県報

10 月 22 日(木)
令和 8 年
(2026 年)
第 753 号

目 次

条 例

長野県行政手続条例の一部を改正する条例（コンプライアンス・行政経営課）	3
長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	3
長野県景観条例の一部を改正する条例（都市・まちづくり課）	3
長野県収入証紙条例を廃止する等の条例（会計課、国際交流課、税務課）	4

規 則

長野県聴聞規則の一部を改正する規則（コンプライアンス・行政経営課）	5
長野県行政手続条例第16条第4項等の規則で定める方法を定める規則（コンプライアンス・行政経営課）	5
長野県景観規則の一部を改正する規則（都市・まちづくり課）	5
長野県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則（教育政策課）	7
聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	7

告 示

令和 8 年10 月14 日成立した令和 8 年度補正予算の要領（財政課）	8
生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	8
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務休止の届出（地域福祉課）	9
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出（地域福祉課）	9
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の指定辞退の届出（地域福祉課）	9
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）	10
長野県産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域（産業立地・IT 振興課）	10
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	10
景観計画の変更及び関係図書の縦覧（2 件）（都市・まちづくり課）	11
令和 8 年 2 月 8 日執行の阿智村長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決（選挙管理委員会）	11

公 告

都市計画道路の変更案に係る公聴会の中止（都市・まちづくり課）	14
建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し（建築住宅課）	14
特定調達契約に係る一般競争入札（施設課）	14
土地改良区役員の就退任の届出（2 件）（農地整備課）	20
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（水道事業課）	21
総合評価一般競争入札（教育政策課）	21
特定調達契約に係る一般競争入札（会計課）	25
特定調達契約に係る一般競争入札（水道・生活排水課）	27

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県行政手続条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 行政手続法の一部改正に合わせ、不利益処分を行う際の聴聞及び弁明の機会の付与に係る通知について、名宛人の所在が不明である場合の公示方法を見直し、掲示場への掲示等に加え、インターネットによる公示を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第36号）

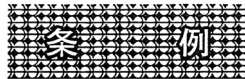
- 1 中小企業の振興、産業人材の育成・確保及び産業基盤の整備のため、中小法人を除く法人の県民税について、法人税割の税率を100分の1.8とする特例措置（本則税率：100分の1）を令和13年10月31日まで5年間延長しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県景観条例の一部を改正する条例（条例第37号）

- 1 景観法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

◇ 長野県収入証紙条例を廃止する等の条例（条例第38号）

- 1 行政手続のオンライン化を進めるとともに、手数料等の納付に係る県民の利便性の向上を図るため、収入証紙を廃止することとしました。
- 2 この条例は、令和9年10月1日から施行します。



長野県行政手続条例（平成 8 年長野県条例第 1 号）の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 8 年10月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第35号

長野県行政手続条例の一部を改正する条例

長野県行政手続条例（平成 8 年長野県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第16条第 3 項を次のように改める。

- 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第16条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第17条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第23条第 3 項中「第16条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第30条中「第16条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第29条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第16条第 3 項後段」を「第16条第 4 項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長野県行政手続条例第16条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条例第23条第 3 項（同条例第26条後段において準用する場合を含む。）及び第30条において読み替えて準用する場合並びに長野県職員退職手当条例（昭和28年長野県条例第 67号）第14条第 4 項、第15条第 5 項、第16条第 3 項及び第17条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

コンプライアンス・行政経営課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 8 年10月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第36号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第12条中「令和 8 年10月31日」を「令和13年10月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

税 務 課

長野県景観条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 8 年10月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第37号

長野県景観条例の一部を改正する条例

長野県景観条例（平成 4 年長野県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第 4 項中「第16条第 7 項第11号」を「第16条第 8 項第12号」に改め、同項第 3 号中「堆積^{たい}」を「堆積」に改める。

第28条第 2 項及び第29条中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第23号）の施行の日から施行する。

都市・まちづくり課

長野県収入証紙条例を廃止する等の条例をここに公布します。

令和 8 年10月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第38号

長野県収入証紙条例を廃止する等の条例

（長野県収入証紙条例の廃止）

第 1 条 長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）は、廃止する。

（長野県県税条例の一部改正）

第 2 条 長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第142条の 2 中「狩猟税納付書」を削り、「額の長野県収入証紙をはつて、県税事務所に提出し」を「現金を納付して狩猟税納付書に納税済印の押印を受け」に改める。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第 3 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の 3 の項中「長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）」を「長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第 2 号）」に、「長野県収入証紙条例第 5 条の規定による消印（(6)の交付（法第10条第 4 項において準用する法第 8 条第 1 項の規定によるものを除く。）に係るもの）」を「長野県手数料徴収条例第 1 条の規定による手数料（同条例別表第 1 の 4 の項に規定するものに限る。）の収納（当該手数料の納入義務者から現金を直接収納する場合）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年10月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（長野県収入証紙条例の廃止に伴う経過措置）

2 第 1 条の規定による廃止前の長野県収入証紙条例（以下「旧条例」という。）第 2 条に規定する使用料等又は証紙徴収の方法による狩猟税は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和10年 3 月31日までの間は、なお従前の例により、売りさばき済証紙（施行日前に売りさばかれた長野県収入証紙（旧条例附則第 3 項の規定により長野県収入証紙とみなされるものを含み、消印されたもの又は著しく、汚染し、若しくは損傷したものを除く。）をいう。次項及び附則第 6 項において同じ。）により徴収することができる。

3 売りさばき済証紙を保有する者は、施行日から令和14年 9 月30日までの間は、規則で定めるところにより、これを県に返還して、現金の還付を受けることができる。

4 施行日前に旧条例第 9 条第 1 項に規定する売りさばき人（旧条例附則第 4 項の規定により売りさばき人とみなされる者を含む。）であったもの又はその相続人若しくは代表者は、その保有する売りさばき前の長野県収入証紙（旧条例附則第 3 項の規定により長野県収入証紙とみなされるものを含む。）を、施行日以後遅滞なく、県に返還しなければならない。この場合において、知事は、施行日から令和14年 9 月30日までの間に返還された当該長野県収入証紙（著しく、汚染し、又は損傷したものを除く。）について、当該返還をしたものに対し、規則で定めるところにより、現金を還付するものとする。

（狩猟税の証紙徴収の特例）

5 証紙徴収の方法による狩猟税は、附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日から施行日の前日までの間は、旧条例第 2 条本文及び第 2 条の規定による改正前の長野県県税条例第142条の 2 の規定にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の 2 の 3 第 1 項の規定により同項に規定する指定納付受託者に狩猟税の納付の委託がされたことによる当該狩猟税の納付を受けた後、狩猟税納付書に納税済印を押印することにより徴収することができる。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における売りさばき済証紙による徴収に係る当該売りさばき済証紙の消印については、施行日から令和10年 3 月31日までの間は、第 3 条の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の 1 の 3 の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

国際交流課
税 務 課
会 計 課

規 則

長野県聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 8 年10月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第51号

長野県聴聞規則の一部を改正する規則

長野県聴聞規則（平成 6 年長野県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

コンプライアンス・行政経営課

長野県行政手続条例第16条第 4 項等の規則で定める方法を定める規則をここに公布します。

令和 8 年10月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第52号

長野県行政手続条例第16条第 4 項等の規則で定める方法を定める規則

長野県行政手続条例（平成 8 年長野県条例第 1 号）第16条第 4 項（同条例第23条第 3 項（同条例第26条後段において準用する場合を含む。）及び第30条において読み替えて準用する場合並びに長野県職員退職手当条例（昭和28年長野県条例第67号）第14条第 4 項、第15条第 5 項、第16条第 3 項及び第17条第 8 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（長野県行政手続条例第16条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続することができ、正常に通信することができる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第 2 条第 1 項第 9 号の 5 のイに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

コンプライアンス・行政経営課

長野県景観規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 8 年10月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第53号

長野県景観規則の一部を改正する規則

長野県景観規則（平成 4 年長野県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「次」を「次の各号」に改め、同項第 4 号中「以下」の次に「であり、かつ、築造面積1,000平方メートル以下」を加え、同項第 5 号中「築造面積」を「面積」に改める。